平成27年度第3回庁議 会議録

[日 時] 平成27年6月5日(金) 9時~9時55分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長 市民部総括次長代理出席

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
 - (1) 市議会定例会提出議案について 会派説明報告(企画部)(経済部)(建設部)
- 3 連絡事項
 - (1) 職員の自転車乗車時のヘルメット着用について

(環境部・市民部・総務部)

1 市長あいさつ

本日の庁議の議題にもあるように、市議会定例会が6月15日に開会予定で、会派説明については、6月1日・2日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いしたい。

2 議事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長

それでは、議事に入る。

市議会定例会提出議案について、企画部より説明をお願いしたい。また、市議会会派説明を行った部局は、議案の説明後、報告をお願いしたい。

企画部長

企画部からは、報告7件、議案2件について説明する。

まず、報告第13号「継続費繰越計算書」の報告については、 消防救急無線デジタル化整備事業など2事業に係る継続費繰越計 算書の報告で、未執行額を平成27年度へ逓次繰越ししたもので ある。

次に、報告第14号、「継続費繰越計算書」の報告については、 公共下水道事業特別会計の終末処理場改築事業(電気計装設備) に係る継続費繰越計算書の報告で、未執行額を平成27年度へ逓 次繰越ししたものである。

報告第15号「繰越明許費繰越計算書」の報告については、地 方版総合戦略策定事業費、角野船木線改良事業など、46事業に 係る繰越明許費繰越計算書の報告で、国の補正予算に対応したこ と、地権者との用地交渉に不測の日数を要したことなどから、平 成27年度に繰越ししたものである。

次に、報告第16号、「繰越明許費繰越計算書」の報告については、公共下水道事業特別会計の管渠等建設事業費及び単独下水道 事業費に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、国の補正予算に対応したこと、地元調整等に不測の日数を要したことなどから、平成27年度に繰越ししたものである。

次に、報告第17号、「繰越明許費繰越計算書」の報告については、工業用地造成事業特別会計における工業用地造成事業(観音原地区)に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、関係機関との調整等に不測の日数を要したことなどから、平成27年度に繰越ししたものである。

次に、報告第18号、「事故繰越し繰越計算書」の報告については、総合文化施設建設事業及び総合文化施設建設推進費に係る事故繰越し繰越計算書の報告で、関連工事の一部が大幅に遅延したことなどから、事業費の一部を平成27年度に繰越ししたものである。

次に、報告第21号、専決処分した事件の承認については、「平成27年度新居浜市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)」についてで、前年度歳入不足に伴う繰上充用について、専決処分したものの承認を求めるものである。

次に、議案第63号及び64号の6月補正予算について、平成27年度6月補正予算案の概要に基づいて説明する。

今回の補正は、9,220万4千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ486億235万2千円とするものである。

これを前年度同期と比較すると、15億8,356万6千円、3.4%の増となっている。

次に、補正予算の主な事業だが、まず、公共事業では、「消防自 動車整備事業」について、国費を交付税措置のある起債に振り替 えるため、財源補正をするものである。単独事業では、「障がい者 支援施設整備事業」については、社会福祉法人が整備する障がい 福祉サービス事業所の開設について助成をするもので、2,66 2万2千円を追加するものである。「高齢者生きがい創造学園環境 整備事業」については、本年4月に本棟ホール部分からの雨漏り が発生したため、屋上防水シートの張替え工事を行うもので、9 07万2千円を追加するものである。「旧広瀬邸庭園整備事業」に ついては、旧広瀬邸の庭園について、創建当時の状態に復元整備 するために行う庭園整備委託料として、1,552万5千円を追 加するものである。施策事業では、「地域づくり促進事業費」につ いては、愛媛県新ふるさとづくり総合支援事業補助金の採択が見 込まれることから、「地方創生コミュニティ・イノベーター志縁塾」 の開設に伴う講師謝礼・視察旅費等として、160万4千円を追 加するものである。「防災行政無線整備事業費」については、県の 補助金を活用して、自主防災組織の代表者宅等への受信機整備や アンテナを設置するもので、戸別受信機等購入費及びアンテナ設 置委託料として、686万9千円を追加するものである。「空き家 等対策事業費」については、空き家対策計画を策定するため、市 内の老朽危険家屋等の実態調査及び空き家データベースの作成委 託料として、6 8 9 万 1 千円を追加するものである。「避難所資機 材等整備事業費」については、県の補助金を活用して、公民館へ 資機材等を整備するもので、深井戸等設置委託料及び簡易トイレ 購入費として、400万8千円を追加するものである。「小学校教 育研究県指定校費」については、「スーパー食育スクール事業」の 実施校に泉川小学校が指定されたことから、総合食育推進事業を 実施するための消耗品費・印刷製本費等として、135万円を追 加するものである。「持続可能な開発のための教育推進費」につい ては、文部科学省所管のESD地域モデル事業が採択されたこと から、教職員のレベルアップを図るための研修会講師謝礼や先進 地視察旅費として、427万7千円を追加するものである。

経常経費では、「母子家庭医療費」については、助成対象者に父子家庭を加えることとなったため、これに対応するシステム改修委託料として、155万6千円を追加するものである。これらを賄う財源については、国庫支出金ほかを措置している。

特別会計についてだが、公共下水道事業特別会計については、 社会資本整備総合交付金の内示増による建設事業費の増について 予算措置するもので、1億100万円の増額である。

次に、会派説明での、質疑の状況だが、平成27年度6月補正 予算についての内、「空き家等対策事業費」について、「平成23 年度の調査結果750件の再調査をして、データベース化すると いうことだが、平成23年度以降新たに対象となった情報も反映 させたデータになるのか」、「データベースの活用方法として、自 治会への情報開示は出来ないのか」、「この問題に対処する組織体 制はどう考えているのか」、「実際に住民のいる家屋でも問題のあ る家屋もあるが、そういったところへの対応策はあるのか」とい った質問があった。「防災行政無線整備事業費」については、「防 災行政無線の音質の問題や共鳴の問題が、以前から校区集会等で 指摘されているが、今回の事業の前に解決すべきではないのかし といった質問があった。「障がい者支援施設整備事業」については、 「就学児童の場合は、放課後デイサービスでの受け入れというこ とだが、保護者の就業開始時間が早い場合、学校が始まる前の受 け入れはできないのか」といった質問があった。「地域づくり促進 事業費 については、「事業の必要性はどこから出てきたのか、ど ういった目標を持っているのか」、「新居浜市として小規模多機能 自治体を目指しているのか」、「この事業と連合自治会、協働オフ ィスの取り組みと関連性はあるのか」、「塾生の募集に連合自治会 や協働オフィスの枠を設けるのか」といった質問があった。

次に、第五次新居浜市長期総合計画の見直しについてだが、「地 方自治法が改正され、議会を通す必要はなくなっているが、今後 も議会の議決を求めることになるのか」、「この計画の中に小学校の給食施設についても含まれるのか」、「駅南地区の開発も年度内に結論を出すということだったが、それも計画に入ってくるのか」といった質問の外「人口減少問題を考えると、設定人口の下方修正を前提に見直しをしっかりやってほしい」といった意見もあった。

次に、新居浜市過疎地域自立促進計画の策定についてだが、「今回の策定の予算規模はどれくらいを想定しているのか」、「筏津山荘改築事業の位置づけはどう考えているのか」、「現行法が改正され、平成33年まで延長ということだったが、別子山地区の人口は、その時点でどれくらいと想定しているのか」、「減少を食い止めるのは難しいが、集落を維持するのが難しくなるのは、どのくらいの人口を想定しているのか」といった質問の外、「計画を作るにあたって、別子山と旧市内が一緒にできる事業を検討する等、もっと広い視野で取り組んでほしい」、「今まで色々な事業をしてきたが、地元がもっと意欲を持てるよう意識改革も必要だし、大胆なあるいは新しい発想で、別子山の自立支援を考えてほしい」、「未来プロジェクトにしても、もっと地域特性に合った、実績、実例もあるものに取り組めないのか」といった意見があった。

最後に、新居浜市人口ビジョン及び新居浜市総合戦略についてだが、「人口減少に歯止めをかけるといった視点は必要だが、人口減少社会に対応した都市機能をどう考えるのかといったことも大事ではないか」、「特に産業振興、雇用促進に重点を置いてほしい」、「本市の特殊出生率1.8と高い要因も分析する必要がある」、「現在、奨学金返済支援事業を実施しているが、1年間の補助額が10万円では、対外的にアピールできない。香川県等の先進事例を参考に、大胆な制度設計としてほしい」といった意見があった。

水道局長

水道局から、報告第19号及び報告第20号について説明する。 まず、報告第19号「繰越計算書の報告」については、平成26年度水道事業会計における「資本的支出」のうち、施設整備、配水設備、導水設備、用地及び補償費等の4事業に係る「繰越計算書」の報告で、関連工事の遅延による工期の延長のため、未執行額を地方公営企業法第26条第1項の規定によって、事業費を平成27年度へ繰越ししたことを、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものである。 次に、報告第20号「繰越計算書の報告」については、平成26年度工業用水道事業会計における「資本的支出」のうち、施設整備事業に係る「繰越計算書」の報告で、設計に関する諸条件の変更による工期の延長のため、未執行額を地方公営企業法第26条第1項の規定によって、事業費を平成27年度へ繰越ししたことを、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものである。

総務部長

総務部からは、契約議案4件、追加提出を予定しております契 約議案1件と人事議案1件について、説明する。

まず、議案第56号、「財産の取得」について、本議案は、本庁舎1階フロアを、来庁者にとって利用しやすい快適な窓口とするとともに、職員にとっても機能的な執務空間とするための「新居浜市庁舎1階フロアレイアウト変更業務に係る什器一式」の取得である。

さる5月22日、一般競争入札の結果、2,992万212円で有限会社垂水味好堂が落札した。取得しようとする什器の概要だが、ロビー、待合スペースにおいては、展示パネル、パンフレットスタンド、記載台、ロビーチェア、簡易ベッド、乳幼児チェアなどで、執務スペースにおいては、カウンター、ミーティングテーブル、作業台、保管庫、ロー・パーティションなどである。

次に、議案第57号、「工事請負契約」について、本議案は、「新 居浜市庁舎空調熱源設備改修工事」の工事請負契約で、昭和55 年の建設時から約35年が経過し、老朽化が著しい市庁舎の空調 熱源機器を、効率の高い機器に更新し、「経年劣化対策及び、省エ ネ・CO2削減」を図るため、改修しようとするものである。

さる5月22日、一般競争入札の結果、1億7,480万円で株式会社桧垣工務店が落札し、消費税及び地方消費税額1,398万4千円を含む、1億8,878万4千円で、契約を締結しようとするものである。工事の概要だが、新しい空調方式は、現在の方式と同じく、地下蓄熱槽を利用した『スクリューヒートポンプ空調方式』で、既設の熱源機器と比べ格段に効率の高い、現状の省エネ基準適合機器に更新し、改善を行うものである。なお、常時使用しない中・小会議室等については、必要に応じて稼働させる個別空調エリアとし、新しい全体空調熱源機器の負荷軽減を図ると共に、初期費用の縮減を行った。なお、本年度、これらの

関連工事として、当該個別空調設備機器工事についても、別途予 定をしている。

次に、議案第58号、「工事請負契約」について、本議案は、「新 居浜市清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事」の工事請負契 約で、平成15年の供用開始から12年が経過し、経年的な老朽 化が進む清掃センターの機能回復と延命化を図るため、基幹的な 設備の改良等を平成27年度から平成29年度までの3ヶ年継続 事業として、国の交付金を受け、実施するものである。

さる5月22日、一般競争入札の結果28億4,300万円で 住重環境エンジニアリング株式会社大阪支店が落札し、消費税及 び地方消費税額2億2,744万円を含む、30億7,044万 円で、契約を締結しようとするものである。工事の概要だが、焼 却に関する施設の内、受入設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、 排ガス処理設備、余熱利用設備、通風設備、灰出し設備、電気計 装設備等を改良するものである。

次に、議案第59号、「工事委託協定」について、昭和60年の 供用開始から29年が経過し、老朽化が進む江の口雨水ポンプ場 の機能回復を図るため、雨水ポンプ場改築事業の一環として、電 気設備の更新等を、平成27年度、28年度の2か年の継続事業 として国の交付金を受け、1億6,100万円の工事委託協定を 日本下水道事業団と締結しようとするものである。

工事の概要だが、今回施工する電気設備については、ポンプ等機械設備を運転するための機器操作設備を更新するもので、主な製作機器としては、ポンプ設備コントロールセンター式、ポンプ設備補助継電器盤一式、現場操作盤4面等である。

次に、追加提出を予定している議案「財産の取得」について、本議案は、救助工作車Ⅲ型の取得で、本日15時から施行予定の一般競争入札の結果、落札業者と契約を締結しようとするものである。

救助工作車Ⅲ型の概要だが、主な仕様については、クレーン装置、車両前後にウインチ装置、LED式発電照明装置などを装備している。また、積載品には、高度救助用資機材として、先端CCDカメラを装着した画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、地震警報器などを、救助用資機材として、重量物排除用器具、切断用器具、破壊器具、空気呼吸器などを積載している。

最後に、追加提出を予定している人事議案については、「人権擁

護委員の候補者の推薦」についてで、人権擁護委員 川原 洋 氏の任期満了に伴い、新たに人権擁護委員の候補者を推薦するについて議会の意見を求めるものである。

福祉部長

福祉部からは、議案第60号、「新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。

本議案は、母子家庭の保険診療分に係る医療費の助成対象を父子家庭等まで拡大することにより、保健福祉の増進と医療費負担の軽減によるひとり親家庭に対する支援の拡充を図るため、条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容については、題名を「新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例」に改正し、第1条、第7条及び第8条中の「母子家庭」を「ひとり親家庭」に改めている。

また、第2条において、ひとり親家庭等の定義に関し、必要な 用語の定義を規定し直すとともに、第3条の受給資格者において、 配偶者のない男子、祖父、兄を追加し、助成対象を拡大しようと するものである。

なお、この条例は、平成27年7月1日から施行し、準備行為 については、公布の日から施行したいと考えている。

教育委員会事務 局長

議案第61号、「新居浜市美術品購入基金条例の一部を改正する 条例」の制定について説明する。

本議案は、平成27年4月の組織機構の見直しにおいて新居浜 市美術品購入基金を教育委員会の所管としたことに伴い、新居浜 市美術品購入基金条例第7条の委任について、条例の施行に関し 必要な事項を教育委員会規則で定めるよう改正するものである。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

つぎに、議案第62号、「新居浜市総合文化施設及び美術館協議 会条例」の制定について説明する。

本議案は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、 諮問機関として新居浜市総合文化施設及び美術館の運営に関する 事項について、意見を述べる新居浜市総合文化施設及び美術館協 議会を設置するものである。

条例の内容としては、第1条で協議会の設置、第2条で所掌事務、第3条で協議会の組織、第4条で協議会委員の任期について、など、第9条まで必要な事項をそれぞれ定めている。

なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

経済部長

経済部からは、「新居浜市地域経済構造分析調査」報告書の概要 説明についての会派説明の結果について報告する。

「報告書の公表の時期が遅いが、こういった分析は早く出すべきだ」、「経済は動いているスピード感を持って取り組むべきと考える」、「今回の調査結果を何に生かしていくのか」、「域内で消費が少ないとの調査結果が出ているということは、その部分を改善することで地域経済が活性化すると見ていいのか」、「市内経済への影響が高い産業とは何か」などの、意見・質問が出された。

建設部長

建設部からは2件、会派説明の結果を報告する。

1件目は、「新居浜駅南地区のまちづくりについて」で、駅南地区については、幅広い意見をいただきながらまちづくりの方針を決定するため、平成26年1月に「新居浜駅周辺まちづくり協議会」を設置して検討しているが、昨年度末に現時点での協議会としての意見を取りまとめていただいている。

その内容について説明し、議員皆さんからのご意見をいただい た。

主な意見としては、「駅北の検証をしてから慎重に進めるべきである」、「期待を持たせるような計画はするべきではない」、「まずは駅北の賑わいを出すべきで、駅南は2~3年かけて検討するべき」等の意見があった。一方で「スピード感をもって早く進めるべき」とのご意見もあった。

2件目は、「西原駐車場及び中須賀駐車場の今後の方針について」で、当該公営駐車場については、昭和55年に商店街の振興対策を目的に設置したものだが、現在はほとんどが近隣企業の通勤用の駐車場として利用されていること、また、平成26年度は管理運営費が収入を上回る状況となっている。また、商店街連盟からは「商店街の駐車場としては必要ない」、商工会議所からは「商店街の駐車場は必要ないが、駐車場を廃止する場合は周辺企業への配慮をしてもらいたい」との意見をいただいている。

このようなことから、今年度で指定管理者の協定期限が切れる ため、平成28年度以降は公共駐車場を廃止し、駐車場用地とし て民間に貸し付ける方針について説明した。

いずれの会派においても異論はなかったため、今後は、早急に

募集要項等を策定し、9月議会において駐車場条例の一部改正の 議案を上程したいと考えている。

市長

議案第56号の財産の取得は、フロアレイアウト変更の業務委 託契約ではないのか。

事務局

レイアウト変更に係る一式の業務委託だが、その内、備品購入 費が2千万円を超えることから、議案としている。

市長

議決が必要なのか。

事務局

前例があって、学校教育課でパソコンの導入を行った際にも、 LAN配線も含めて業務委託としていたが、その内の備品購入費 が2千万円を超えたことから議案とした。現在、仮契約の段階で あり、議決を経て本契約となる。

市長

議案第58号の清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事が一般競争入札で、議案第59号の江の口雨水ポンプ場の改築工事は随意契約となっているのは。

環境部長

清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事については、競争性・透明性を考慮して一般競争入札とした。江の口雨水ポンプ場の改築工事については、契約相手先が日本下水道事業団となることから随意契約としている。

市 長

清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事30億の財源はどうなるのか。

環境部長

環境省の交付金11億円、35.7%を充てており、交付税措置のある起債を除くと、市の負担は全体の41.9%となる。このうち、30.9%が交付税措置のない起債である。

市長

何年経過しての改良工事なのか。

環境部長

供用開始後12年経過している。高温で稼働することから、 $10\sim15$ 年で改良工事が必要になる。

市 長

議案第62号の新居浜市総合文化施設及び美術館協議会条例は 地方自治法に基づいて設置しなければならないのか。

教育委員会事務局長

設置することができる。

市長

業務として、美術品の購入も審議の対象になるのか。

教育委員会事務局長

美術品の購入については、別の委員会で審議することになる。

市長

評価委員会とは別に、買う買わないの判断はここでしなくてよいか。

教育委員会事務局長

諮問内容を踏まえて、ここで審議することはできる。

市長

その辺りを明確にしておいてほしい。会派説明結果について、 防災無線が聞こえにくいといった意見があったが、以前からの話 であり、何か対応策はあるのか。

市民部総括次長

現時点ではない。

市長

合成音が聞こえにくいので、可能な範囲は生の音声で、職員が 無理ならCATVも踏めて検討してもらいたい。また、新居浜市 の出生率が1.8と高いが、何故なのか分析をお願いしたい。 他になければ、以上で、議題は終了する。

3 連絡事項

(1) 職員の自転車乗車時のヘルメット着用について

市 長 職員の自転車乗車時のヘルメット着用について、環境部・市民 部・総務部から、それぞれ説明をお願いする。

環境部長

環境部からはエコ通勤について、自転車の利用促進をお願いしたい。エコ通勤運動については、温室効果ガス排出の抑制や職員の健康増進を目的とし、月2回第2、第4水曜日に実施しているが、過去3年の実施割合を見てみると、平成24年が40.4%、平成25年が38.7%、平成26年が39.6%と、4割前後で推移しており、伸び悩んでいるのが現状である。エコ通勤を中

心とする地球温暖化防止対策については、第五次長期総合計画の 基本計画にも掲載しており、また、市長公約でもある自転車のま ち復活を進めるため、環境部においては、自転車利用を応援して くれる街中サイクリング協力店の設置を今年度から進めることと しており、自転車の利用環境を向上させていくこととしている。

各部局長においては、環境にも健康にも家計にも優しい自転車 の利用を促進していただき、エコ通勤を実施してもらうよう職員 に呼びかけてもらいたい。

市民部総括次長

平成25年7月1日に愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例が施行されており、毎月10日は自転車安全利用の日とされ、ヘルメット着用を励行するよう規定されているため、各部局長は、他の職員の模範となるよう、自転車に乗ってくるときは、ヘルメットの着用を励行してほしい。

総務部長

環境部からはエコ通勤について、市民部からは自転車安全利用の日の説明があったが、6月10日は両方が重なった日であるため、環境保全課と人事課の連名で、全職員にエコ通勤とヘルメット着用について啓発する通知をしたいと考えているのでご協力をお願いする。

市長

警察からも話が来ており、いずれ着用しなければならないのなら、率先してやってみてはどうかと思うが、皆の意見を聞きたい。

港務局事務局長

長距離を走るのであれば必要だと思うが、ヘルメットも購入しなければならず、通勤時には、抵抗を感じる職員もいるのでは。

副市長

ヘルメットの購入については、先日の互助会の理事会の中で、 補助を出す方向で話が進んでいる。

市長

県立高校では、既に義務化が決まっている。

教育長

教職員に対しても、ヘルメット着用について通知文を出すこと を決定している。

市長

職員の意見を聞く機会はないか。

企画部長		庶務担当者会議で聞いてみる。
市	長	他に何か連絡事項等はないか。
参	与	ホームページの活用は重要だが、更新が遅れているケースが見受けられる。また、更新日と内容が違っているケースもある。タイムリーな情報を提供できるよう各課のチェックをお願いしたい。
市	長	他になければ、これで第3回庁議を終わる。